

随意契約の結果

平成19年4月1日～4月30日契約締結分

独立行政法人住宅金融支援機構首都圏支店

業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支店の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備考
複写機保守	首都圏支店契約担当役 松下哲也 東京都文京区後楽1丁目4-10	平成19年4月2日	群馬リコー(株) 群馬県前橋市元総社町527-3	4.3円/枚 他	会計規程25条第1項 契約相手方は、保守を行う上での専門知識を有しており、当該機器を熟知しているため。	単価契約 年間想定金額 1,400,000円
複写機保守	首都圏支店契約担当役 松下哲也 東京都文京区後楽1丁目4-10	平成19年4月2日	群馬リコー(株) 群馬県前橋市元総社町527-3	4.3円/枚 他	会計規程25条第1項 契約相手方は、保守を行う上での専門知識を有しており、当該機器を熟知しているため。	単価契約 年間想定金額 1,400,000円
複写機保守	首都圏支店契約担当役 松下哲也 東京都文京区後楽1丁目4-10	平成19年4月2日	群馬リコー(株) 群馬県前橋市元総社町527-3	4.3円/枚 他	会計規程25条第1項 契約相手方は、保守を行う上での専門知識を有しており、当該機器を熟知しているため。	単価契約 年間想定金額 1,400,000円
事務所賃貸借契約	首都圏支店契約担当役 松下哲也 東京都文京区後楽1丁目4-10	平成19年4月2日	(株)横浜銀行 神奈川県横浜市西区みなとみらい13-1-1	8,630,000円	会計規程25条第1項 業務上、引き続き事務所を賃借する必要があるため。	
複写機保守	首都圏支店契約担当役 松下哲也 東京都文京区後楽1丁目4-10	平成19年4月2日	富士ゼロックス(株) 東京都港区六本木3-1-1	3.3円/枚 他	会計規程第25条第1項 契約相手方は、保守を行う上での専門知識を有しており、当該機器を熟知しているため。	単価契約 年間想定金額 3,600,000円
乗用車リース	首都圏支店契約担当役 松下哲也 東京都文京区後楽1丁目4-10	平成19年4月2日	(株)トヨタレンタリース群馬 高崎市東町80番地	850,000円	会計規程第25条第1項 当該車両について引き続き賃貸借契約を締結する必要があるため。	
複写機保守	首都圏支店契約担当役 松下哲也 東京都文京区後楽1丁目4-10	平成19年4月2日	(株)リコー 東京都大田区中馬込1-3-6	4.3円/枚 他	会計規程第25条第1項 契約相手方は、保守を行う上での専門知識を有しており、当該機器を熟知しているため。	単価契約 年間想定金額5,600,000円
事務所移転に伴う廃棄物処理	首都圏支店契約担当役 松下哲也 東京都文京区後楽1丁目4-10	平成19年4月2日	(有)冲商事 東京都江東区石島23-1	2,467,500円	会計規程第25条第1項 所定の条件及び期間内に当該処分を行うことの出来る者が契約相手方のみであるため。	

(注1)金額については、消費税等相当額を含む。

(注2)当機構会計規程施行細則第40条の規定に基づく公表である。

随意契約の結果

平成19年4月1日～4月30日契約締結分

独立行政法人住宅金融支援機構首都圏支店

業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支店の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備考
事務所移転に伴う廃棄物処理	首都圏支店契約担当役 松下哲也 東京都文京区後楽1丁目4-10	平成19年4月2日	(株)ムーバブルトレードネットワークス 東京都台東区柳橋1-3-3	2,310,000円	会計規程第25条第1項 所定の条件及び期間内に当該処分を行うことの 出来る者が契約相手方のみであるため。	
事務所賃貸借契約	首都圏支店契約担当役 松下哲也 東京都文京区後楽1丁目4-10	平成19年4月2日	日本生命保険(相) 東京都千代田区丸の内1-6-6	契約当事者間の 約定により非公 表	会計規程第25条第1項 業務上、引き続き事務所を賃借する必要がある ため。	
事務所賃貸借契約	首都圏支店契約担当役 松下哲也 東京都文京区後楽1丁目4-10	平成19年4月2日	日本生命保険(相) 東京都千代田区丸の内1-6-6	契約当事者間の 約定により非公 表	会計規程第25条第1項 業務上、引き続き事務所を賃借する必要がある ため。	

(注1)金額については、消費税等相当額を含む。

(注2)当機構会計規程施行細則第40条の規定に基づく公表である。